

平成28年4月7日

宛先:環境省 自然環境局 総務課 動物愛護管理室 御中

件名:「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則等の改正案」に関する意見

住所:〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町29番31号 清桜404

氏名:NPO法人動物実験の廃止を求める会(JAVA) 理事長 長谷川裕一

電話番号:03-5456-9311

意見:

<該当箇所>

1. 販売業者、貸出業者又は展示業者が、成猫(生後1年以上の猫)が休息できる設備に自由に移動できる状態で成猫の展示を行い、かつ、展示時間の合計が1日12時間を超えない場合は、午後8時から午後10時までの間も、展示を行うことができることとする。

<意見内容>

犬猫に限らず、いかなる種類の動物の、いかなる条件の展示であっても例外なく20時以降の夜間展示を禁止すべきである。

また、営業時間は8時間以内にすべきである。

さらに、営業時間外に、猫たちが長時間ケージに入れられたままにされたり、長時間、店舗が無人の状態になることのないように、営業時間外の適切な猫の取扱いについても規定すべきである。

<理由>

夜間展示規制は、「動物の生態・生理への配慮」、「休息時間の不足、不適切な生活サイクルの強要等による重大なストレスを考慮」、「長時間の連続展示によっても同様のストレスを受けると考えられることから、一定時間を超えないなどの措置が必要」ということから、この規制が設けられた経緯がある。そして、「20時以降の生体展示禁止」は、明確な根拠をもってではなく、「社会通念や国民の動物に対する愛護感情への侵害を考慮して」と決められた。(「動物愛護管理のあり方検討報告書」(平成23年12月 中央環境審議会動物愛護部会 動物愛護管理のあり方検討小委員会))

それにもかかわらず、猫カフェについては、「審議が十分でない」「情報が少ない」ということで経過措置がとられてきた。

経過措置については平成26年4月2日～5月1日に実施されたパブリックコメント募集で240件もの反対意見が寄せられ、賛成5件を大きく上回る数であった。

猫カフェについてだけ、科学的根拠を要求することなく、パブリックコメントでも明らかな「社会通念や国民の動物に対する愛護感情への侵害」を考慮して、猫カフェについても20時以降の営業を禁止すべきである。

糞中のコルチゾール濃度を測定するストレス状態調査については、「20時までに閉店」と「20時以降に閉店」のケースでは有意差はないとの報告がなされているが、濃度は排便の寸前で人に触られていたかどうかや、お客数などにも左右されると考えられる。また、たとえ不適切・不快な生活環境であっても、猫がその状況に慣れるしかなかった可能性も考えられ、「数値が低い＝猫のストレスが少ない」とは言い切れず、この調査結果は夜間展示規制を判断する根拠にはならないと考える。

◆営業時間について◆

猫は夜行性であるといっても、夜間に照明がこうこうと照らされている明るい場所に置くことは、生態・生理に反する。仮に夜行性であることを22時までの営業を認める根拠とするのならば、昼間の営業が規制されないのは矛盾する。

猫カフェは、マスコミ等でも頻繁に取り上げられ人気が高まっていることから、来客数も増えている。都心の店舗には海外からの観光客も押し寄せている。土日や混雑時間帯は並ばないと入れない店舗もあり、猫たちの負担は増していると考えられる。

当会では20時以降も営業している複数の都心の店舗を訪れてみたが、20時には猫たちは夜行性動物とは思えないほど疲れ切っていて、寝ている猫、じっと動かない猫がほとんどであった。店員もこの時間帯には猫たちは疲れていると話している。寝ていてもお客に近づかれ、触られるなどする、このような猫の酷使は、不適切を超えて虐待とも言える。

少しでも猫たちの負担を軽減するには、例外なく20時以降の夜間展示は禁止にすべきである。また、営業時間は8時間以内にすべきである。

猫カフェ事業者からは、「仕事帰りの利用客が多く、夜間の展示が禁止された場合、営業に著しい支障が生じる。」といった意見が出された(中央環境審議会動物愛護部会(第41回)資料1 成猫の夜間展示について)。

しかし、環境省による自治体へのアンケート調査「猫カフェ実態調査」によると、314店舗中、228店舗が20時までに営業を終えていることから、営業に支障が出るとは思えない。そして、同アンケート調査「猫カフェ実態調査」では、314店舗中、126店舗が営業を8時間以内としていることから、これも十分実行可能である。

◆飼養環境について◆

経過措置規定の「当該成猫が休憩できる設備に自由に移動できる状態」という定義は曖昧で、お客との接触や視線を完全に避けることのできる別室に猫が自由に移動できる状態と、お客と同じスペースに置かれ、単にある程度高い場所やお客から見えにくい場所に逃げることができるとはストレスに大きな差が出る。

実際、大人なら手が届いてしまう高さまでしか逃げるスペースがない猫カフェもある。猫たちにとって心地よいソファ、クッション、猫用ベッドなどは床にあるため、猫たちはどうしても低い位置で休むことになり、結果、お客の視線や接触、お客や他の猫たちによる騒がしさを回避できない状態に置かれてしまっている。

営業時間中でも、猫たちが睡眠や休憩を取りたいと思ったり、人を避けたいと思った時に、お客からの接触や視線を完全に避けられる、展示スペースとは別のスペースに自由に行けるようにすべきである。また、その避難スペースにも、クッション、猫用ベッドなどを置いて、猫にとって快適な空間にするべきである。

その他、猫の頭数密度が高く、時にケンカが起こったりもしている。また、神経質な猫、持病のある猫も展示されていたり、頭数のわりにトイレの数が極端に少ないなど、飼養・展示施設に関する問題も山積している。さらに、営業時間外の無人と化した施設での猫の取扱いや環境も重要な課題であり、改善が必要不可欠である。

平成24年4月16日に開催された中央環境審議会動物愛護部会(第29回)では、猫カフェの業界団体よりヒアリングがなされた。

その中で、「営業終了後は体調管理の為、ケージにて猫を休ませる店も多い。営業時間の短縮は狭いケージに入る時間を延ばすだけという結果となり、猫達のストレスを増加させる恐れがある」、「営業時間の短縮は店舗の無人時間を延ばす結果になる」との説明がなされた。これについては、そもそも、無人の店舗に猫を置く、長時間ケージに閉じ込めるという飼養方法に問題があるのである。猫にストレスを与えていると認識しているなら、その不適正な飼養方法を速やかに改善するのが当然であり、それらが営業時間を22時に延ばすことの理由にはならない。

22時までの営業を認めることは、こういった猫カフェの不適切な飼養方法を改善させるどころか、容認・継続させるものであり、到底納得できるものではない。

猫カフェ以外にも、うさぎカフェ、ふくろうカフェ、小鳥カフェ、は虫類カフェ、ヤギカフェ、ペンギンバーなどもある。今後また新しい商売形態が出てくる可能性は十分にあり、そのたびに経過措置を設けたり、調査を行ったり、夜間営業の例外規定を設けていては際限がない。

すでに規制対象となっている犬猫を扱うペットショップ一つとっても、その営業形態はさまざま

であるが、一律、規制したわけである。生きている動物を扱っている以上、その動物たちにストレスなどの負担をかけることは避けられず、動物たちへのストレスをできる限り減らすため、例外を設けることなく、「生きている動物を扱う業」であるならば、すべて夜間展示規制の対象にすべきである。

以上の理由によって、22 時までの営業を認めることには強く反対する。動物愛護法やそれに係る政省令は、「動物のために何が一番良いか」を基準に改正すべきであり、「職業、商売の自由がある」「営業に支障が出る」等、動物を営利目的で利用する者を優遇するものであってはならない。

<該当箇所>

2. 販売業者、貸出業者又は展示業者は、高齢猫(生後 11 年以上を目途とする。)を展示する場合には、定期的な健康診断を受けさせる等、当該猫の健康に配慮した取扱いに努めることとする。

<意見内容>

「取扱いに努めることとする」を「取扱いをしなければならない」とすべきである。

<理由>

高齢猫に対しては、若い猫に対してより、特段の配慮が必要なのは当然であり、「取扱いに努めこととする」では、あまりに緩い規定である。よって、「取扱いをしなければならない」とすべきである。

以上